

株式会社第一建装に係る相談

1 相談受付状況

消費生活相談の状況（平成30年11月末現在）

(1) 受付件数（直近3年間）

平成28年度：県7件、市町村11件 計18件

平成29年度：県4件、市町村13件 計17件

平成30年度：県0件、市町村3件 計3件

(2) 契約者年齢

40代：4件、50代：4件、60代：9件、70代：15件、80代：2件

90代：1件、不明：3件

平均 66.5歳（最低44歳、最高95歳）

(3) 契約金額（1円未満切捨て）

平均 966,995円（最低196,000円、最高4,400,000円）

2 違反行為の主な事例

【事例1】勧誘目的等の不明示及び不実告知(法律)、販売目的の隠匿及び重要事項の不実告知(条例)

平成29年10月頃、消費者Aの自宅に第一建装の営業員Yが突然訪れ、会社名や氏名を名乗らず、「先日の台風でお宅の屋根瓦が浮いているのが見えました。漆喰が剥がれています。」などと言った。AはYが来ていきなり屋根瓦が浮いているとか、漆喰が剥がれているなどと言われて不安になり、Yの話聞くことにした。

AはYと一緒に外に出て確認したところ、瓦1枚が立ち上がった様な感じで浮いているのと、漆喰の一部が剥がれているのが判った。

1週間程度後に、YはZと再訪し、「写真を撮らせてください。」といったので、Aは了承した。

翌日、Zは何枚かの瓦や漆喰の状況が写った写真をAに見せながら、「瓦を留める釘が浮いている。瓦に隙間がある。瓦が欠けている。」、「このままに置いて、屋根瓦が飛んで隣の壁とかに当たって壊したら、とてもこんな金額では済まない。」などと説明した。Aは、近所に迷惑をかけたらいかん、と思い契約した。

【事例2】勧誘目的等の不明示及び不実告知(法律)、販売目的の隠匿及び重要事項の不実告知(条例)

平成29年12月頃、消費者Bの自宅に第一建装の営業員Xが突然訪れ、会社名や氏名を名乗らず、「近くで屋根工事をやっていて、そこから見たら、お宅の屋根が相当傷んでいる。すぐに見れるから、屋根に上がって見せてもらえませんか。」などと言った。Bは、屋根が傷んでいると言われて驚いてしまい、上がって見てもらうことにした。

Xは「今、梯子が無いので、都合ついたらまた来ます。」と言って何処かへ行った。その後、Bの知らない間にXはB宅の屋根瓦の写真を撮っていた。

XはB宅の屋根瓦の写真を見せながら、「傷んでるから修理した方がいいですよ。このままほかっておくと雨漏りしますよ。」などと言い、屋根工事を勧誘した。BはXにいきなり「屋根が傷んでいる。」と言われたので、驚いて心配になりXの話聞いた。

Bは見せられた写真には瓦が少し浮いた感じのものとか、瓦と瓦の間に隙間とかずれがある様に見えるものがあつたので、Xから説明のあつた「雨漏りするようになる。」と言われたことが大変気がかりになり、「家が傷んじゃ困る。このままでは雨が漏って、家がだめになってしまう。」と思い、契約することにした。

【事例3】 勧誘目的等の不明示及び不実告知(法律)、販売目的の隠匿及び重要事項の不実告知(条例)

平成30年4月頃、消費者Cの自宅に第一建装の営業員Vが突然訪れ、会社名や氏名を名乗らず、「瓦がずれていますよ。点検しましょうか。写真を撮って来て見せましょうか。」などと言った。このときに、具体的な屋根工事の営業に関する説明はしなかった。Vが「写真だけでもいいので撮らせてくれませんか。」と言ったので、CはVが点検や写真を撮るために屋根に上がることを承諾した。

Vは「判りました。また、後から来ます。その時上司と来ます。」と言って一旦何処かへ行き、アドバイザーの肩書きがあるWと一緒に戻ってきてC宅の屋根に上がり写真を撮影した。

数日後にVとWはC宅を再訪し、屋根瓦の写真を見せながら「補修工事が必要な状態だ。」「瓦と瓦の間に隙間がある。今は雨漏りしていないかも知れないが、このままにしておくと、隙間から雨水が入り込み、瓦の下の木を腐らせて雨漏りするようになる。」「このままほかっておくと、漆喰が劣化して外れてくる。私達が開発した漆喰を塗った方がよい。」「瓦が台風などで飛んで、お隣の家を壊したりしたら、200万円くらい弁償することになる。」「このままだと、地震で屋根瓦が壊れたりするようになる。」などと言い、屋根補修工事を勧誘した。

CはWの説明により、「雨漏りしたら大変だ。」と思い、屋根補修工事を契約した。